

無線ルーターレンタルサービス利用規約

『無線ルーターレンタルサービス』（以下「当サービス」といいます）契約者は、予め「無線ルーターレンタルサービス利用規約（以下「当規約」といいます）」及び、株式会社シーケーブル周南（以下「当社」といいます）が定める「インターネット接続サービス契約約款」に同意した上で当サービスを利用するものとします。

第1条 <サービスの内容>

1. 当サービスは当社所定の無線ルーターを月額300円（税抜）でレンタルします。
2. 当サービスには各種設定サポートは含まれておりません。無線ルーター設定及び無線クライアント追加に伴う設定訪問は別途料金が発生します。

第2条 <サービスの対象>

当サービスは当社のインターネット接続サービス契約者を対象とします。

1. 当サービスは個人を対象にするものであり、法人及びその他これに準じる団体への提供は行いません。
2. 当サービスへの申込者が未成年の場合は、親権者の同意を必要とします。
3. 当サービスは当サービスの利用者及び同居の家族が利用できるもので、第三者に再利用承諾、譲渡または契約上の地位を継承することはできません。

第3条 <利用料の発生>

当サービスの月額利用料は設置月の翌月分から発生します。

第4条 <最低利用期間>

当サービスの最低利用期間は利用料課金月で2年（24ヶ月）とします。

最低利用期間経過後は1ヶ月毎の自動更新となります。

第5条 <最低利用期間に基づく違約金>

当サービス利用者が最低利用期間内に解約を希望する場合、最低利用期間に満たない期間の利用料を違約金（月額利用料×残月数）として当社に支払わなければなりません。

第6条 <機器の取り扱い>

1. 当サービス利用者は当社よりレンタルされた無線ルーターを転貸、改造、改変してはいけません。
2. 前項に違反した場合、当サービスの利用から生じるあらゆる損害に対しては当サービス利用者の責任とします。
3. 当サービス利用者の故意または重大な過失において、無線ルーターに故障、滅失、毀損が生じた場合（自然故障以外）は、当社は当サービス利用者に機器相当額の負担金を請求します。

4. 当サービス利用者の責によらない無線ルーターの故障（自然故障）は無償にて交換します。
5. 無線ルーターのセキュリティ機能を無効にすることは禁止します。

第7条 <免責事項>

1. 当サービス利用者の過失により無線ルーターに支障や不具合が生じた場合、もしくは第三者への迷惑行為や不利益が生じた場合、当社は一切の責任を負いません。
2. 当サービスの提供に当たり、当社のレンタルする無線ルーター以降の利用者端末の故障は、当社は一切の責任を負いません。
3. 当サービスを介しての第三者による利用者端末への不正な接続、データの改ざん・漏えい、機器の破損について、当社は一切の責任を負いません。

第8条 <その他>

1. 当サービスは無線ルーターをレンタルするものであり、その性能を保証するものではありません。無線クライアント機器の受信する電波強度は利用者の宅内環境に依存します。また電波状況により通信速度が遅くなる場合があります。
2. 当サービスはすべての通信機器の無線 LAN 接続を保証するものではありません。

第9条 <利用規約の変更>

1. 当社は本利用規約の内容を利用者に予告なく変更することがあります。その場合、当サービスの提供条件は変更後の利用規約によります。
2. 変更後の利用規約は当社のホームページ（<http://www.ccsnet.ne.jp>）で開示します。